

# PROSCUT 保守サービス契約書

株式会社(以下「甲」という)とインターテクノ株式会社(以下「乙」という)は、  
下記の通り保守サービス契約を締結する。

|        |         |
|--------|---------|
| 機器設置場所 | 会社      |
| 契約対象機種 | PROSCUT |
| 製造番号   |         |

## 第 1 条(保守サービスの委託)

甲は、上記記載の製造番号を付与した製品(以下「商品」という)の  
正常な運用を維持するため、商品の保守サービスを乙に委託し、  
乙はこれを受託する。

## 第 2 条(保守サービスの範囲)

商品の不時の故障が発生した場合にのみ、甲の要請により、商品を  
乙の指定する工場へ移送し、乙が必要な修理を行う。

## 第 3 条(除外サービス)

次の各号に定める事項は、保守サービスの範囲に含まれないもの  
とし、必要な場合には、甲、乙の 2 者で協議のうえ、実施時期、  
料金を決定する。

- ① 定期的点検・調整作業
- ② 機器設置場所或いは乙が指定する場所以外にての  
点検・修理作業
- ③ 消耗品の供給・交換作業。尚、消耗品とは、  
カッターユニット、スリッターユニット、  
ピックアップローラー、分離パッドの 4 品目をいう。
- ④ 商品或いは代替機の乙指定工場への運送費用
- ⑤ 乙が定める使用及び取扱上の注意事項に違反したこと  
に起因する故障の修理
- ⑥ 乙が定める指定消耗品以外の使用或いは乙の関知しない  
改造に起因する故障の修理
- ⑦ 天災・地変その他乙の責に帰することのできない事  
由により生じた故障の修理
- ⑧ 第 5 条に定める商品の設置・使用環境条件に反した  
ことにより生じた故障の修理

## 第 4 条(サービス金額)

甲は、乙に対し、保守サービスの料金として、別途取り決めた金額を  
支払う。

## 第 5 条(設置場所・使用条件)

甲は、乙が仕様又は取扱の注意事項で定める商品設置場所環境条件  
或いは使用条件(入力電源、湿温度、アース接地、振動、電界及び  
磁界、紙質、紙厚、印刷物の精度等)に常に注意を払うものとする。

## 第 6 条(サービスの受付)

保守サービスの受付は、乙指定の方法でもって、甲から乙に  
提出されることにより行う。

## 第 7 条(修理日数)

修理作業は、商品が乙の指定工場に移送された日から乙の 10 日  
営業日以内に完了することを基本とし、日数の延長が必要な場合  
には、乙から甲に連絡するものとする。

## 第 8 条(代替機貸与)

甲の要請があった場合には、乙は修理期間中の代替機を無償で甲に  
貸与する。代替機の貸出期間については、別途、甲、乙の 2 者で協議の  
うえ決定する。ただし、代替機の貸出期限は、最長でも修理完了品が  
甲に返送された日から 5 日を超えないものとする。  
代替機貸与期間中に、乙が定める使用及び取扱上の注意事項に違反  
したことに起因する代替機の故障・破損が生じた場合には、  
その修理費用は甲の負担とする。

## 第 9 条(契約期間)

本契約の有効期限は、本契約締結の日から 1 年間とする。但し、商  
品購入と同時に本契約を締結する場合には、保証期間(商品購入後  
6 ヶ月)終了日の翌日から 1 年間とする。

## 第 10 条(契約の更新)

本契約有効期限の 2 ヶ月前に乙指定の書面でもって、乙から甲に  
継続意思の確認連絡をする。本契約を継続する場合は、改めて甲、  
乙間で契約書を取り交わし、その有効期間は契約終了日の翌日から  
1 年間とする。

## 第 11 条(協議)

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項及び変更  
については、甲、乙の 2 者間で協議のうえ、これを決定する。

以上の契約の証として本書 2 通を作り、各自記名捺印のうえ、各 1 通保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙

住 所 茨城県稲敷郡河内町金江津 6 4 5

氏 名

インターテクノ株式会社

常務取締役 谷 正次

印